

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日をもって緊急事態措置実施区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置実施区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、4月5日からまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされた。その後、緊急事態措置の実施により感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除されたが、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施した。

令和3年7月11日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、感染急拡大の懸念などから、7月28日に政府へのまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定されたことから、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8月20日より緊急事態措置を実施した。

令和3年9月30日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、引き続き感染再拡大防止のための対策を実施する。

I 措置実施期間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日
	令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年6月20日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年6月21日～令和3年7月11日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年8月2日～令和3年8月19日
緊急事態措置実施期間	令和3年8月20日～令和3年9月30日

II 措置等の内容

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。

なお、校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会等）を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を

自粛するなど感染防止対策の徹底を周知する。また、1 回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。

- 県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

修学旅行については、行き先の感染状況や都道府県等の対応を十分に確認し、延期を含む実施の可否を適切に判断する。キャンセル料が生じた場合は、支援策を適切に活用する。

○感染防止対策

〔登下校時・出勤時〕

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査を受けている場合は登校させない（学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置）。

出席停止期間中には、ICT の活用も含めた学習支援に配慮する。

- ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）は出勤を見合わせる（特別休暇等）。

（前述 2 項目については、新規感染者が大幅に減少し、地域の感染レベルの指標が低い状態にある場合等を除く。）

- ・登下校時には、マスク（感染防止の効果が高い不織布マスク着用を奨励。以下同じ）を着用する。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。
- ・サーモグラフィー等を活用した毎日の検温や手洗いを徹底する。

〔教育活動時〕

- ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
- ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。
- ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを活用する。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。
- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わない。
- ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等

〔その他〕

○児童生徒向け

- ・学校に専門家を派遣し、児童生徒に対してワクチン接種に対する正しい情報を発信するとともに、県市町等が開設しているワクチン接種会場の情報を周知する。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。
- ・学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査受診者がいる場合は参加しない。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底する。
- ・進学のための受験が本格化することから、受験先等の感染状況や都道府県等の対応を十分に確認し、感染防止対策を徹底するとともに、日頃からの体調管理、感染防止対策等を改めて周知する。
- ・企業や福祉施設等での校外実習にあたり、必要に応じて PCR 検査（公費負担）を受ける。

○教職員・学校向け

- ・児童生徒の感染防止の観点からも、引き続き教職員にワクチン接種を促すとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導する。

- ・早期の感染把握・拡大防止のため、全ての県立学校に配備した抗原簡易キットを適切に活用する。
- ・教職員が発熱等の理由により出勤できない場合に備え、各校において、当該教職員の職務を補完する体制を整える。

②部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。
 - ・活動日及び時間は、平日（４日）で２時間程度、土日のいずれか１日で３時間程度とする（いきいき運動部活動（４訂版）等）。
 - ・部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、１日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。
 - 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。
 なお、宿泊は、県内・県外とも、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
 - 本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討する。
- ※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

③心のケア

- 児童生徒の心のケアアンケート調査の結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
 - ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）
 - ・SNS 悩み相談の活用を周知（相談時間：17 時～21 時）
 - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
 - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
 - ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

〔市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）〕

- 設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、１人１台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

〔感染時における対応〕

- 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（令和３年８月２７日付け文部科学省事務連絡）」に基づき、適切に対応する。
 - ・感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。
 - ・校内の感染状況等に応じて、機動的に分散登校や時差登校を検討する。
 - ・学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を、保健所・学校医と相談のうえ、学校長の判断で機動的に検討する。なお、実施後は速やかに事務局に報告する。
 - ・出席停止の児童生徒はもとより、学級・学年の閉鎖、学校の臨時休業を実施する場合には、ICT の活用も含めた学習支援に配慮する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。